

No. 1

令和5年6月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	1 頁
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3 頁
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 1 頁
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 4 頁
報告第 5 号	令和 4 年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告に ついて……………	2 5 頁
報告第 6 号	令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 継続費繰越計算書の報告について……………	2 6 頁
報告第 7 号	令和 4 年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の 報告について……………	2 7 頁
報告第 8 号	令和 4 年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について……………	2 8 頁
報告第 9 号	令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	2 9 頁
報告第 1 0 号	令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	3 0 頁
報告第 1 1 号	令和 4 年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について……………	3 1 頁
報告第 1 2 号	令和 4 年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について……………	3 2 頁
議案第 4 3 号	訴訟上の和解について……………	3 3 頁

議案第44号	令和5年度戸田市一般会計補正予算（第4号）	別冊 No. 2
議案第45号	戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例	34頁
議案第46号	戸田市税条例の一部を改正する条例	36頁
議案第47号	戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39頁
議案第48号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	40頁
議案第49号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	41頁
議案第50号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例	48頁
議案第51号	庁舎スロープ改修等工事請負契約について	51頁
議案第52号	芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約について	54頁
議案第53号	財産の取得について	57頁
議案第54号	財産の取得について	60頁
議案第55号	財産の取得について	63頁
議案第56号	財産の取得について	66頁
議案第57号	令和5年度戸田市一般会計補正予算（第5号）	別冊 No. 3

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

道路上の看板が強風により吹き飛ばされたことによる物的損害事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 156,200円

2 損害賠償の相手方

所在地 埼玉県川口市東本郷1丁目9番61号

名称 佐川急便株式会社戸田営業所

代表者 所長 古谷 秀和

3 概要

令和5年3月2日（木）午後6時20分頃、戸田市新曽第二土地区画整理地区内大字新曽字小玉17番地先の道路にて、市が設置した看板が強風により吹き飛ばされ、走行していた車両に接触し損害を与えたものである。

令和5年3月29日

戸田市長 菅原文仁

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第32条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第34条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第35条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第80条第1項及び第5項並びに第83条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項

第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を次のように改める。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第8条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第15項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第8条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第8条の5第1項中「第54条第6項」を「第38条第6項」に、同条第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第8条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を

含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第38条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第58条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区

分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第13条の4を削り、附則第13条の4の2を附則第13条の4とする。

附則第13条の8第3項を削る。

附則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指

定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第14条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第40条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の戸田市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規

定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の戸田市税条例附則第13条の4及び第13条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第28条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第10項、第11項、第15項及び第16項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度戸田市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年度戸田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年4月14日

戸田市長 菅原文仁

令和5年度戸田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度戸田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,647,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,975,954	155,552	13,131,506
	2 国庫補助金	2,417,892	155,552	2,573,444
歳入	合計	60,492,135	155,552	60,647,687

一般

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		27,418,692	155,552	27,574,244
	2 児童福祉費	12,592,405	155,552	12,747,957
歳出	合計	60,492,135	155,552	60,647,687

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	一般
15 国庫支出金	12,975,954	155,552	13,131,506	
歳入合計	60,492,135	155,552	60,647,687	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				補正額の財源内訳		
				特定財源	その他	一般財源
3 民生費	27,418,692	155,552	27,574,244	155,552		
歳出合計	60,492,135	155,552	60,647,687	155,552		

2歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明	明
				区	金額		
2 民生費 国庫補助金	621,031	155,552	776,583	2 児童福祉費 補助金	155,552	8 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 既定額 0 補正額 155,552	155,552 般
計	2,417,892	155,552	2,573,444	(款) 15 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金	

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特	一般財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 児童福祉 運営費	9,348,275	155,552	9,503,827	155,552			3 職員手当等	5,280	17. 子育て世帯生活支援特別給付金支給 事業（こども家庭支援室） 155,552 3 職員手当等 5,280 ・超過勤務手当 (4,785) 既定額 0 補正額 4,785 ・休日給 (495) 既定額 0 補正額 495 10 需用費 494 ・消耗品費 (299) 既定額 0 補正額 299 ・印刷製本費 (195) 既定額 0 補正額 195 11 役員費 712 ・通信運搬費 (510) 既定額 0 補正額 510
			155,552				10 需用費	494	
			155,552				11 役員費	712	
			国				12 委託料	26,916	
							19 扶助費	122,150	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 一般職
 (1) 総括
 ※ () 内は短時間勤務職員 (外書き)
 (単位：千円)

区分	職員数 (人)	給		与		費		合計	備考
		報酬	給料	職員手当等					
補正後	(779) 930	946,716	3,158,595	2,901,405	7,006,716	1,270,182	8,276,898		
補正前	(779) 930	946,716	3,158,595	2,896,125	7,001,436	1,270,182	8,271,618		
比較	(0) 0	0	0	5,280	5,280	0	5,280		

区分	扶養手当 当	地域手当 当	手当 当	管理職手当 当	超過勤務手当 当	休日 当	給日 当	夜勤手当 当	特別 当	児童 当	特殊 当
補正後	101,349	343,483	132,824	447,863	52,856	9,477	17,422				
補正前	101,349	343,483	132,824	443,078	52,361	9,477	17,422				
比較	0	0	0	4,785	495	0	0				
区分	住居手当 当	宿直手当 当	通勤手当 当	管理職手当 当	超過勤務手当 当	休日 当	給日 当	夜勤手当 当	特別 当	児童 当	特殊 当
補正後	104,785	475	51,398	918,833	642,587	2,648	75,405				
補正前	104,785	475	51,398	918,833	642,587	2,648	75,405				
比較	0	0	0	0	0	0	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

※ () 内は短時間勤務職員 (外書き)
(単位: 千円)

区分	職員数 (人)	給			与		費		合計	備考
		報酬	給料	職員手当等						
補正後	(1) 906		3,096,587	2,767,983	5,864,570	1,103,108	6,967,678			
補正前	(1) 906		3,096,587	2,762,703	5,859,290	1,103,108	6,962,398			
比較	(0) 0		0	5,280	5,280	0	5,280			

区分	扶養手当 101,349	地域手当 337,282	管理職手当 132,824	超過勤務手当 446,780	休日 52,856	給日 52,361	夜勤手当 9,477	特殊勤務手当 17,123	の 内 訳	
									住居手当 104,785	宿直手当 475
補正後	101,349	337,282	132,824	446,780	52,856	52,361	9,477	17,123		
補正前	101,349	337,282	132,824	441,995	52,361	52,361	9,477	17,123		
比較	0	0	0	4,785	495	0	0	0		
区分	住居手当 104,785	宿直手当 475	通勤手当 50,448	末期手当 794,484	勤勉手当 642,587	管理職手当 642,587	特別当 2,648	児童手当 74,865		
補正後	104,785	475	50,448	794,484	642,587	642,587	2,648	74,865		
補正前	104,785	475	50,448	794,484	642,587	642,587	2,648	74,865		
比較	0	0	0	0	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	5,280	1. その他の増減分	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に伴う増加分	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	5,280	1. その他の増減分	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に伴う増加分	

報告第5号

令和4年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費額	令和4年度継続費予算現額			支出額及び見込	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳		
				予算上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
8 土木費	3 河川費	上戸田川 整備工事	139,546,000	62,986,000	0	62,986,000	20,410,000	42,576,000	13,365,600	9,300,000	6,600,000	13,310,400

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第6号

令和4年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
2	事業費	(仮称)3号橋 築造工事	144,000,000	50,000,000	0	50,000,000	18,000,000	32,000,000	20,000,000	12,000,000	0	0

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第7号

令和4年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	自己資金	
資本的支出	建設改良費	戸田市雨水貯留管築造工事委託	8,586,000,000	743,500,000	943,500,000	1,687,000,000	742,991,000	944,009,000	944,009,000	471,900,000	472,004,500	104,500	0

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第8号

令和4年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収特定財源	未収入	特定財源		
					国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	60,291,000	36,170,000	0	0	0	0	36,170,000
3	民生費	1 社会福祉費	98,846,000	98,846,000	0	0	0	0	98,846,000
4	衛生費	1 保健衛生費	8,878,000	8,877,572	0	8,877,572	0	0	0
		2 道路橋りょう費	73,227,000	73,227,000	0	0	0	0	73,227,000
8	土木費	3 河川費	185,284,000	185,284,000	0	0	0	90,120,160	95,163,840
		4 都市計画費	99,781,000	23,668,000	0	0	0	0	23,668,000
9	消防費	1 消防費	24,616,000	20,027,370	0	9,385,000	0	0	10,642,370
10	教育費	2 小学校費	55,788,000	55,787,500	0	0	0	0	55,787,500

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第9号

令和4年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 入 財 源	未 入 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	9,181,000	9,180,184	0	0	0	0	9,180,184
		宅地整備事業	22,361,000	20,079,000	0	0	0	0	20,079,000

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第10号

令和4年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源 入 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	65,253,000	61,195,107	26,350,000	0	0	0	34,845,107
		宅地整備事業	12,413,000	9,548,000	0	0	0	0	9,548,000

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

令和4年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	自己資金			
資本的支出	建設改良費	令和4年度配水管布設N o. 2 工事	5,610,000	0	3,570,000	円	0	円	2,040,000	0	入札不調に伴う工期の変更
		令和4年度東部浄水場3号配水ポンプ吐出弁及び逆止弁更新工事	16,280,000	0	16,280,000	円	0	1,880,000	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		令和4年度配水管更新N o. 2 工事	46,981,000	0	45,958,000	円	0	15,158,000	1,023,000	0	施工者の確保に時間を要したこと及び交通事情を勘案した1日当たりの施工延長短縮に伴う工期の変更
		令和4年度配水管更新N o. 3 工事	37,462,000	0	31,328,000	円	0	10,528,000	6,134,000	0	施工者の確保に時間を要したこと及び交通事情を勘案した1日当たりの施工延長短縮に伴う工期の変更
		令和4年度配水管更新N o. 4 工事	37,752,000	0	35,910,000	円	0	7,810,000	1,842,000	0	ステンレス鋼管の工場製作に時間を要したことに伴う工期の変更
		令和4年度配水管更新N o. 5 工事	60,500,000	0	53,460,000	円	0	11,960,000	7,040,000	0	施工者の確保に時間を要したこと及び交通事情を勘案した1日当たりの施工延長短縮に伴う工期の変更
		令和4年度ガス工事に伴う配水管撤去工事	15,367,000	0	5,994,000	円	0	5,994,000	9,373,000	0	入札不調に伴う工期の変更
		令和4年度送水管更新基本設計業務	37,004,000	0	34,650,000	円	0	34,650,000	2,354,000	0	管網解析に係るファイナルデータの確認及び修正作業の発生に伴う業務期間の変更

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第12号

令和4年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	自己資金			
資本的支出	建設改良費	令和4年度公共下水道雨水築造 (その1) 工事	88,279,400	0	87,775,600	円	円	円	503,800	0	建設資材不足による資材調達遅延及び近接工事との施工時期の調整による工程の見直しに伴う工期の変更
		令和4年度公共下水道雨水築造 (その2) 工事	62,260,000	0	62,260,000	円	円	円	0	0	取付管及び取付管防護コンクリートの施工に係る覆工板の追加施工に伴う工期の変更
		令和4年度公共下水道汚水築造 (その2) 工事	140,005,800	0	131,253,100	円	円	円	8,752,700	0	想定外の地質であることが判明したことによる地盤改良工及びガス管の防護工等の追加施工に伴う工期の変更
		令和4年度下水道管路調査等業務	78,117,600	0	40,370,000	円	円	円	37,747,600	0	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により作業員の確保が困難となったことに伴う業務期間の変更

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第43号

訴訟上の和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 事件名

東京高等裁判所令和4年（ネ）第（略）号国家賠償請求控訴事件及び東京高等裁判所令和5年（ネ）第（略）号国家賠償請求附帯控訴事件（以下「本件」という。）

2 当事者

控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。）

住所 （略）

氏名 （略）

被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。）

戸田市

3 和解内容

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として100万円の支払い義務のあることを認める。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、前号の金員を令和5年6月末日限り、控訴人が指定する口座に振り込む方法で行う。ただし、振込手数料は、被控訴人の負担とする。
- (3) 控訴人はその余の請求を放棄する。
- (4) 被控訴人は本件ボール公園の適切な維持管理に努める。
- (5) 控訴人と被控訴人の間には、本件に関し、本和解内容に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、本件及び第1審（さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第（略）号）とも各自の負担とする。

4 和解理由

控訴人が裁判所からの和解案に応じたため、控訴人と被控訴人の間の紛争を早期に解決すべく、和解しようとするものである。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第45号

戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務を明らかにすることにより、共生社会の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が生活のパートナーとして飼養する（保管する場合を含む。以下同じ。）哺乳類、鳥類及びは虫類に属する動物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民等及び飼い主が、動物が命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを十分に理解した上で、それぞれの責務を果たし、互いに密接に連携を図ることを基本理念として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実践するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、人と動物との共生社会の実現に向けて市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、基本理念にのっとり、命あるものである動物の飼い主としての責任を自覚し、その飼養する動物の習性、生理、生態等を正しく理解した上で適正に管理し、並びにその健康及び安全を保持するよう努めるとともに、その飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 飼い主は、動物を飼養するに当たっては、動物の愛護及び管理に関する法

律（昭和48年法律第105号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年条例第19号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

3 飼い主は、飼養する動物について周辺的生活環境に配慮し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。この場合において、動物のうち犬のふんの処理に関しては、別に条例で定めるところによる。

4 飼い主は、飼養する動物を愛情と責任をもって、その命を終えるまで飼養するように努めるとともに、やむを得ず飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

5 飼い主は、その飼養する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖を抑制するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（災害への備え）

第7条 飼い主は、災害時に備えて、日頃から餌や動物の避難用品の備蓄、動物のしつけ、健康管理等を適切に行うよう努めるものとする。

（国等との連携）

第8条 市は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のための施策を効果的に行うため、国及び埼玉県その他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

（民間団体との協働）

第9条 市は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のため、民間団体と協働するよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第46号

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第22条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第24条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第27条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第30条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「に

は」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第65条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第13条の4第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第14条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条の8第2項並びに第24条の見出し及び同条第1項の改正規

定、同条に1項を加える改正規定並びに第27条、第30条、第33条、第33条の2及び第33条の6の改正規定並びに附則第13条の4第4項の改正規定及び附則第14条の2第3項の改正規定並びに附則第2条第1項並びに第3条第1項（この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第22条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第22条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき戸田市税条例第22条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第65条第1号エ及び附則第14条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の4第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第47号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第48号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」
に改める。

第35条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同
条第2号」に改める。

第36条第3項中「法第19条第1号に」を「同号に」に、「法第19条第
1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「法第19条第1号」を「同条第1号」に改め、「含む。）」
と、」の次に「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、」を加える。

第52条第2項中「同条第3項」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第49号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限り、以下同じ。）又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円

- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

	(イ)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円
イ		住宅用途を含む建築物の住宅部分	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	(ア)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
	(イ)	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	135,000円
(3)		(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
	ア	一戸建ての住宅	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	(ア)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	(イ)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
イ		住宅用途を含む建築物の住宅部分	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	(ア)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	(イ)	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	66,000円
(4)		(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	ア	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
	イ	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	334,000円
(5)		(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	ア	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
	イ	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	130,000円

別表第3第2項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合
- ア 一戸建ての住宅 2,500円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円
- ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円
- (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

円	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	11,000
円		
イ	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額	
(ア)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000
円		
(イ)	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	33,000
円		
(4)	(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額	
ア	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	133,500円
イ	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	167,000円
(5)	(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額	
ア	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	51,000円
イ	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	65,000円

別表第4第2項中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に、

「

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円

」

を
「

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円

」

に改め、同表第3項中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に、

「

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に

適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

」

を

「

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

」

に改める。

別表第4第6項中「(省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第50号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の戸田市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、

新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第51号

庁舎スロープ改修等工事請負契約について

庁舎スロープ改修等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 庁舎スロープ改修等工事
- 2 場 所 戸田市上戸田一丁目18番1
- 3 工事内容 庁舎スロープの解体に伴う敷地内の再整備工事
- 4 金 額 金270,600,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金24,600,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和6年2月28日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区領家五丁目12番20号
中島建工株式会社
代表取締役 中島 道宏

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第51号参考

庁舎スロープ改修等工事概要 工事概要

1 庁舎スロープの改修等に伴う工事

- (1) 庁舎増改築
- (2) 外構整備
- (3) 庁舎設備附帯工事
- (4) 庁舎既存不適格改修工事
- (5) 電気設備工事
- (6) 機械設備工事
- (7) 昇降機設備工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
中 島 建 工 (株)		246,000,000	落札
(株) 佐 伯 工 務 店		258,900,000	
(株) 市 ケ 谷 組		辞 退	
斎 藤 工 業 (株)		辞 退	
ニ ッ ケ ン 建 設 (株)		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	269,900,000
予 定 価 格	269,900,000
調 査 基 準 価 格	248,308,000

議案第52号

芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約について
芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字芦原1961外
- 3 工事内容 芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等に伴う工事
- 4 金 額 金1,096,150,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金99,650,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和6年10月31日まで
- 6 契約者 さいたま市北区日進町一丁目319番地
株式会社佐伯工務店
代表取締役 安藤 正浩

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第52号参考

芦原小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事概要 工事概要

1 芦原小学校教室棟の増築等に伴う工事

(1) 増築棟（北校舎）新築工事

- ① 建築工事 教室棟（含給食調理場）新築（地上4階 R C造 延面積 2,132.05 m²）、駐輪場新築（12.80 m²）、ゴミ置場新築（6.00 m²）
 - ② 電気設備工事 電灯設備、動力設備、受変電設備等
 - ③ 機械設備工事 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、厨房機器設備等
 - ④ 昇降機設備工事 昇降機設備
- (2) 解体工事 既存スロープ解体（76.92 m²）
- (3) 上記に伴う外構工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
(株) 佐 伯 工 務 店		996,500,000	落 札
齋 藤 工 業 (株)		1,025,000,000	
(株) 田 中 工 務 店		1,025,000,000	
佐 田 建 設 (株) さいたま支店		1,026,000,000	
川口土木建築工業 (株)		1,038,000,000	
石 橋 建 設 工 業 (株) 埼 玉 支 店		辞 退	
西 武 建 設 (株) 関 東 支 店		辞 退	
三ツ和総合建設業協同組合		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	1,049,000,000
予 定 価 格	1,049,000,000
調 査 基 準 価 格	965,080,000

議案第53号

財産の取得について

戸田市立小学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 戸田市立小学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式
- 2 納入場所 市立小学校11校
- 3 仕様内容 大型提示装置 326台
- 4 金額 金190,631,760円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金17,330,160円)
- 5 納入期限 令和6年3月31日
- 6 契約者 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
富士電機ITソリューション株式会社
代表取締役 及川 弘

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第53号参考

戸田市立小学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式概要

1 概要

児童の学習意欲・理解力の向上や授業効率のアップを目指すため、全小学校の全ての教室に電子黒板機能付きプロジェクタを導入するものである。

2 仕様

大型提示装置 326台

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
富士電機ITソリューション(株)		173,301,600	落札
日 興 通 信 (株) 埼 玉 支 社		辞 退	
(株) ナ ブ ア シ ス ト		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	173,432,000
予 定 価 格	173,432,000

議案第54号

財産の取得について

戸田市立中学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 戸田市立中学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式
- 2 納入場所 市立中学校5校
- 3 仕様内容 大型提示装置 143台
- 4 金額 金83,620,680円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金7,601,880円)
- 5 納入期限 令和5年8月31日
- 6 契約者 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
富士電機ITソリューション株式会社
代表取締役 及川 弘

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第54号参考

戸田市立中学校大型提示装置（プロジェクタ型）等機器一式概要

1 概要

生徒の学習意欲・理解力の向上や授業効率のアップを目指すため、全中学校の全ての教室に電子黒板機能付きプロジェクタを導入するものである。

2 仕様

大型提示装置 143台

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
富士電機ITソリューション(株)		76,018,800	落札
日 興 通 信 (株) 埼 玉 支 社		辞 退	
(株) ナ ブ ア シ ス ト		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	76,076,000
予 定 価 格	76,076,000

議案第55号

財産の取得について

災害対応特殊救急自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。
よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 取得財産名 | 災害対応特殊救急自動車 |
| 2 | 納入場所 | 戸田市消防本部 |
| 3 | 仕様内容 | 高規格救急自動車専用車両 1台
艦装一式
取付品一式
積載品一式
附属品一式 |
| 4 | 金額 | 金22,275,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,025,000円) |
| 5 | 納入期限 | 令和5年12月25日 |
| 6 | 契約者 | 戸田市美女木三丁目9番地の1
埼玉トヨタ自動車株式会社 戸田店
店長 秋山 忠雄 |

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第55号参考

災害対応特殊救急自動車概要

1 概要

救急活動において、最新の救急資機材を積載し、救急自動車としての最適の構造及び性能を有し、救急業務を十分に遂行できる装備も兼ね備えた車両としている。

2 仕様

(1) 車両

シャシ	高規格救急自動車専用車両（4WD）
総排気量	約2,488cc（ガソリン車）以上
動力伝達装置	オートマチックトランスミッション

(2) 艤装及び取付品等

外装関係	赤色警光灯等緊急走行仕様
内装関係	資器材収納庫等救急活動仕様
積載品関係	ストレッチャー等患者搬送用具一式
その他、艤装及び取付品等	一式

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
埼玉トヨタ自動車(株)戸田店		20,250,000	落札

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	21,550,000
予 定 価 格	21,550,000

議案第56号

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 消防ポンプ自動車
- 2 納入場所 戸田市消防本部
- 3 仕様内容 消防ポンプ自動車 1台
艦^ぎ装一式
取付品一式
附属品一式
- 4 金額 金21,010,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,910,000円)
- 5 納入期限 令和5年10月31日
- 6 契約者 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司

令和5年5月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第56号参考

消防ポンプ自動車概要

1 概要

火災及び各種災害等において、消防隊（消防団）が迅速かつ円滑に活動できる各種資機材を機能的に維持管理できる構造の車両としている。

2 仕様

(1) 車両

シャシ	トヨタ ダイナ 1.0 t級
車両総重量	3.5 t未満（普通免許対応）
動力伝達装置	オートマチックトランスミッション
駆動方式	二輪駆動

(2) 艤装及び取付品等

外装関係	赤色警光灯等緊急走行仕様
取付品関係	照明装置、ホースカー等
その他、艤装及び取付品等	一式

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
(株)モリタ東京支店		19,100,000	落札
埼玉消防機械(株)中央支店		19,220,000	
日本ドライケミカル(株)車輛営業部		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	19,263,600
予 定 価 格	19,263,600